

天井川と尻無谷

水との戦い

三野の歴史を想うと、水との戦いの歴史であったと思う。豪雨に北方山地より押しだした荒川は、土砂を堆積して、天井川となり、尻無谷となった。一旦眠り谷になり、日照りが続くと、扇状地は水不足で凶作となり、そのため山谷より用水路を造り、溜池をうがって作物を育てた。山肌には砂防工事を施し、堰堤を作った。

一方、吉野川は、谷水より少しおくれで洪水となり、田植え直後の苗を押し流し又は埋め、収穫寸前の黄金の稲穂も無惨押し流し、湖のような一

砂金採り

砂金採り

阿波志にもあったように思うが、吉野川の上流銅山川の砂金採りは、大正年間までポツポツあったときく。

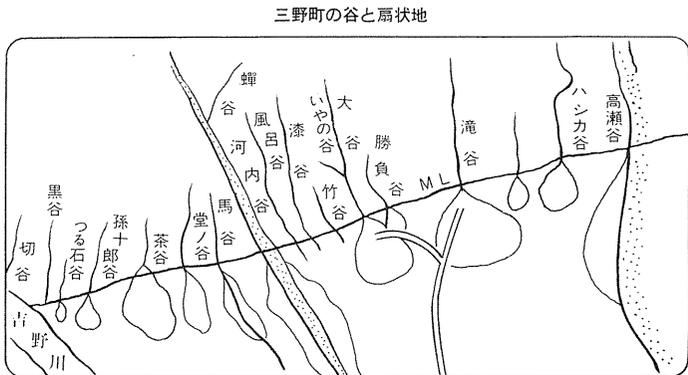
本町にも明治の中頃くらいまで、流れ宮の南方通称「鳥首」という吉野川の急流を利用して、流し樋採取法で、原始的な採り方をしていたそうだ。吉野川南岸の地帯の銅山から考えて、事実無根とはいえない伝え話である。

(三野町文化財集四)

扇状地

大遊水地帯となった。そのため竹藪を作つて耕地の流出を防いだ。上流に洪水調節などの多目的ダムが造られ、又下流より堤防も築かれるようになり、町民の永い水との戦いにやがて終止符を打つことになるであろう。

上郡といわれる吉野川北岸の、阿讃山地の三野町は、毎日新聞徳島版に



資料：三野町文化財資料二集

連載の「吉野川」に、乾燥気味で、雨が少ない瀬戸内型気候ではあるが、豪雨が集中し易い。夏秋のこの地は、乾いた空気にさらされた和泉砂岩の風化した山肌は、もろく崩れ易い。今のように電気・ガス・石油を使用しない昔は、山は薪をとるところ、松葉までかいて燃料にした。植えない雑木山で、はぎとるばかりでは、山が水を吸う力は失われ、雨は山の表土を洗い流して、山の斜面を崩してドット谷へ流れ落ちる。岩も石も強い力で転がせながら、ベルトコンベアのように平地へおしよせる。平地では吉野川の洪水がおし寄せ、谷川の流れば麓で洪水に合

流し、土砂を運ぶ力がなくなり、土砂を堆積する。中流部が広いのは、洪水の水位の高い時だけに谷川が土砂を運ぶ力をもっているためである。一応流してしまつと、「眠り谷」になるが、又洪水を迎えると流れは土砂を堆積し、平地は流れを広げて、多量の砂礫を扇形に堆積し、扇状地を造つてゆく、中流部が広く、下流部が細い「天井川」となつたり、ついに下流部が消滅して「尻無谷」となる。

天井川の流れば、不断は扇状地を伏流し、河道は全く砂と小石だけの荒地帯であるが、洪水時だけ目ざめる。この流れのない谷川の洪水にそなえて、堤防を築き、砂防ダムを作り、山腹工事をせねばならない。

次に本町の谷川について扇状地を見ると、

高瀬谷とハシカ谷

郡境の高瀬谷は、上流の上野の辺よりやや扇を作り、流路が一定していたため、扇状地としてはあまり発達せず、谷の兩岸に堤防が築かれ、砂防ダムが作られて「天井川」になった。細長い扇状地で、扇央は上野辺である。水田も少しはあるが、水に不自由なので、桑畑となっている。

集落は扇状地の周辺にあり、湧水が自由に得られ、清水地名の所以で、水田の近くにある。ハシカ谷も扇状地を造ってはいるが、高瀬谷の扇状と複合し「尻無谷」となっていたが、近時排水路ができた。

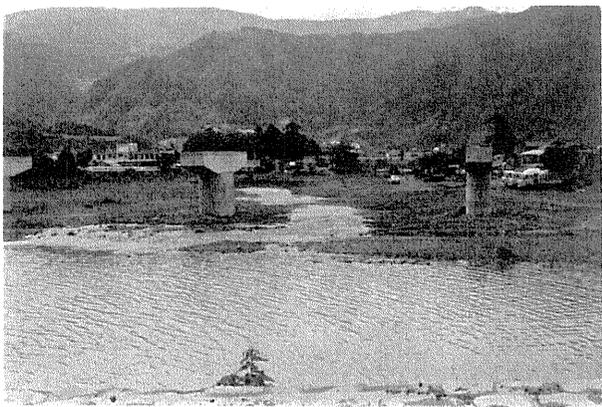
滝谷・大谷・勝負谷

加茂野宮の滝谷は、上流に壮大な滝を造り、扇状地は規模形状共に、模式的なものである。扇央は滝寺より約三百餘南方で、山地といわれ、桑園や住居地となっている。周辺と思われる里分は、水田となっている。不断は「眠り谷」となり、谷の水は扇状地を伏流している。「坊の川」は湧水地である。洪水の時は荒川の如く、「暴れ谷」であった。勝負谷・勢力の大谷は、滝谷と複合した扇状地を新たに造りつつあった。この三谷は「尻無谷」であったが、昭和三十八年この三谷の尻を合わせた排水工事が、原菊太郎知事時代、本町出身の豊田出納長(豊田幸太郎、明治三五・四・二一香川県生、本町芝生魚徳の養子となり、京大法卒・晩学、徳島市助役・

県出納長)の助力により完成した。

河内谷

町内一の大きな谷である。扇状地も亦町内一の大きさで、東は勢力神社の西より、西は東川原の町はずれまで、扇状地の中腹を、県道撫養街道が通っている。周辺は吉野川に開析(原地形に谷が切れこんで、河川が浸蝕する作用)されている。扇央は、武大神社の裏一帯であろう。百余年位前までは、町立病院の北より東南に流れ、馬場谷を支流とし、町役場付近より南流して吉野川に流れ込んでいたものである。現在河内谷の流れているところは、もとの流路とは異なつて、その扇状地を浸蝕して近道をとつて、下刻しているものである。また県道が武大神社の後へ開通し河内谷の扇状地は不明瞭になった。この扇状地は芝生といひ、萱野といひ、また東川原(嶺)といわれ、荒地を地名としてることよりして、大昔からの広い荒れた扇状地であつたものであろう。



河内谷

太刀野の谷

馬谷・堂ノ谷・孫十郎谷・茶谷・鶴石谷の扇状地は大小共一列に一段と

高く並び、堂ノ谷・茶谷は複合の扇状地で、「尻無谷」となっていたが、開墾された。馬谷は「天井川」の名残りを留めている。これらの周辺は、水田か、桑園・八朔園になっている。黒谷・切谷は、吉野川が山麓まで寄せているので、谷の上流から運搬されてきた砂礫は、直ちに吉野川の洪水が運び去るので、扇状地ができていない。(概観・文化財参考)

凶作

扇状地は水の吸込みが早く、二十日日照りで早ばつとなり、作物がとれなく凶作となる。清水の「茶の子田」、勢力の「ひるめし田」はキンの話を伝えている。また一旦豪雨があると、砂礫は家を埋め田畑を押し流す。稔りの秋が眼前で、礫となつてしまふ。早ばつと洪水、農民は天災の如くあきらめていたが、溜池と用水路、吉野川の揚水で早ばつは避けられ、また護岸工事・ダム工事で洪水は防ぐことができるようになり、もはや天災ではなくなった。

註① 昭和二十四年七月三十一日三野町豪雨(ヘスタ)

本町は吉野川の遊水地帯で、大字太刀野・清水・加茂野宮・勢力の沿岸耕地はしばしば増水のため浸水を見、その被害少なく、特に戦時中山林蓋伐の影響は、毎年増水期には関係者を憂慮させた。昭和二十四年七月三十一日発生の際北災害は未曾有のものであった。

1、被害状況

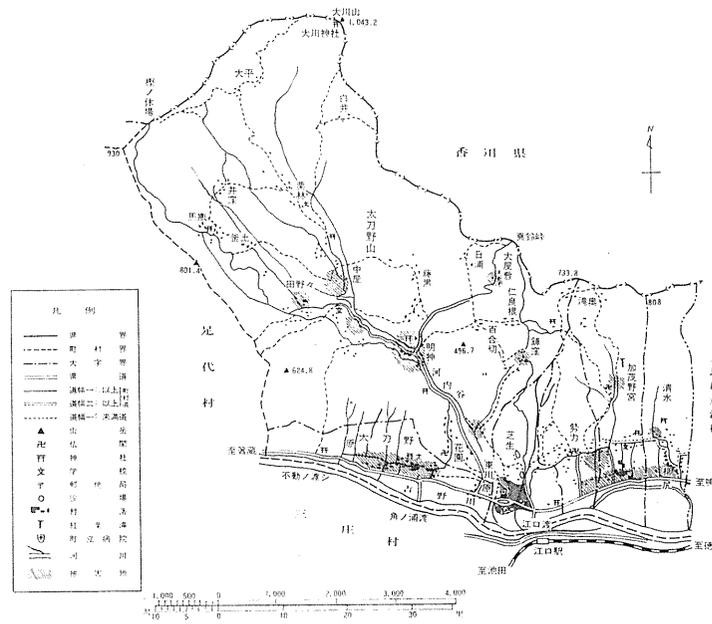
七月三十日午後九時頃より雷鳴と共に土砂降り、翌朝午前五時に降りやんだがこのわずかの時間に三百mmという大量の雨量を示した。ちょうど一年間の雨量の五分の一にあたる。

2、被害地域(次ページの図参照)

損害金額は町財政の四年分に相当した被害総額約五億円に達した。家屋破損 一二七棟 浸水家屋 八三四棟 重軽傷者 五人

田畑損害 三七五 砂道路破損 九二二か所 山林崩壊 三〇二か所
 護岸堰堤破損 三三〇か所
 その他米麦流失七十六石、米麦浸水二百七十石、肥料流失四千貫、同浸水七千二百貫、木炭流失二千七百俵、木材流失二万一千石、塩八百七十俵であった。
 (三野町勢一九五〇より)

三野町被害地域図(昭和25年)



溜池

藩政期以前より、湧水利用の水田耕作は、郡志に、次のようにあげている。
 清 水 宮前の水(八幡神社の前)・下川の水・佃の水・高瀬谷の水で五町歩
 加茂野宮 流谷の湧水で十二、三町歩
 勢力 漆谷の水・芋谷の水で三町歩
 芝生 善田の水で二反歩
 となっている。

三野町の溜池は芝生に多く、湧水が少ないので池を築造して、冬から春にかけて溜めおき早ばつに当てて耕作していた。地鎮池、桶川池、又摺鉢池の三池は、富豪清水屋善之丞が独力で築造、芝生村に寄附したもので、五代目の善之丞は其の功により、小高取格となったと伝えられている。鎮山池は大正六年に作られている。芝生にあるが、勢力の門所池は明治三十九年竣工、日露役祝賀の記念事業であるといわれている。勢力には今地名のみの内田池・上野古池があった。花園池は最も新しく、昭和初年に作られた。

用水

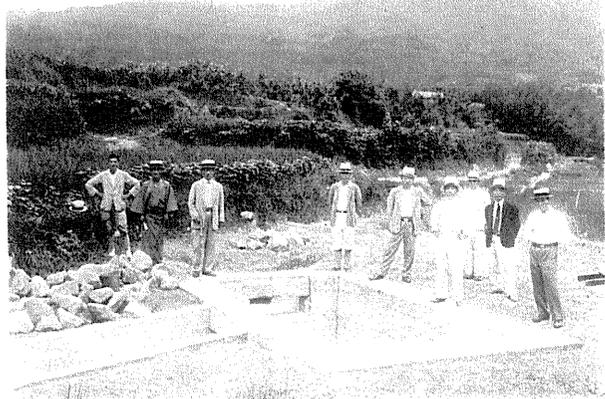
谷川の水を引いた用水は、文化五年の三村用水・文化十年の太刀野用水・年代不明の流谷用水・田野々用水がある。
 吉野川から用水を、ポンプアップされるようになり、昭和十一年清水揚水場ができ、続いて昭和十六年三村揚水場、昭和十七年太刀野揚水場、昭和二十一年東川原揚水場、昭和二十六年清水東部改良区揚水場、同二十八年花園開拓団吉野川揚水場と続々と作られた。
 三村用水は余りに有名、通史記事にゆずり、用水配分について見るに、用水は一日区分で、芝生・勢力・加茂野宮が六月十五日から秋の彼岸まで順に水を分けて使用、そのうち芝生は九二分と加茂野宮当たりの日に二

分を分けてもらって、一・二日分、勢力は一日分、加茂野宮〇・八日分ということになっている。用水の区分所は、芝生上の山本家の東にある。加茂野宮は流谷用水があったので、少なくしているのである。そして西と東で用水の使用日を決めている。
 加茂野宮流谷用水は、藩政期末からできたもので、東王地方面の井筋へ



三村用水ヒューム管敷設

二分、坊の川方面の井筋へ八分と分水していた。大正初期から水路改修、坊の川井筋へ取水。水量も豊富となり三村用水の一翼を担ったが、吉野川の三村揚水場ができからは、この流谷用水路は、荒廢にまかされ、小さなビニール管で、近くのプロイラー飼育の用水となっている。
 東川原の用水は、東西に、八坂神社前を一番の筋として、順次南へ、二番の筋から七番の筋まで、整然としている。通水も何日は何番の筋に通水という制



三村用水完成分水槽

こぼれ話

失敗は成功の元 揚水の失策

今から約五十年前位前、その年は大旱魃であった。勢力の水田は水不足に悩まされた。勢力総出で、三日間の雨乞をした。天を仰ぎ地に伏して杉尾大明神に神主を先立てて祈願した。だがその甲斐もなかった。人々は社の前を流れる大川の水を見て「この水が使えればなあ」とうらめしそうに眺めるばかりであった。

この時或る知患者の発案で「吉野川からポンプで揚水しては」とのことに、皆の者も「なるほど」と同意して、早速その準備に大奮、即ち馬路線の道路に沿って、愛神の一番高い所まで水を揚げるよう木材を組みその上に箱を作り、トタンを継ぎ合せて約二〇〇貫の樋を作った。地区の総出の工事であった。
 もう水の来るのを待つばかり準備はOK、だが徳島から来たポンプ屋が揚水したが、何様三馬力であった

ので、水は高さ二〇貫の樋に乗らず、数日いろいろ工夫したが、結局水は乗らずじまい。
 そのうち大夕立がきて、この計画はおさらばになった。このことがあって後年の吉野川揚水の端緒となったものであるといわれている。
 その時に使ったトタンを今も倉のしとみにしている家もある。(辺見雄市談)

度を確立し、田植時には公平に、順次同面積が植え付けられてゆく「クジ制度」である。
昭和二十一年東川原揚水場が新設され、東川原四番筋まで、吉野川の水を揚水し、下流に流水されるようになり、早ばつがひどい時のみ一番筋まで通水される。

昭和二十年頃、食糧事情により、桑園の開田をする者が多く、二、三の同志で、私設揚水機による揚水場を設けるものが増し、旧藍畑灌漑に利用した野井戸を使い、三、五馬力の揚水機による水田耕作者が急増、加入者で組合を結成している。

太刀野字船戸、八坂神社境内にある太刀野用水（河内谷西部普通水利組合）記念碑は、太刀野用水の歴史を伝えている。

我が太刀野村は、水田僅少の故を以て、文化五年四月、長谷喜八郎氏時代の許可を受け、此の地を開拓して田となし、水源を岩角に求め、太刀野村用水を設置する。安政二年に至り、開田増加し、水不足となり、宇清水寺より、河内谷の東北斜めに新設工事を施せしも、年と共に水害重なり、水路荒廢す、ここにおいて田岡久太郎氏の斡旋により、これを復旧せり。

昭和三年更に、三村用水と共同釜を造り、二対八の割合に分水し、同七年河内谷西部普通水利組合と改名す。其の後水田の増加に伴い、水不足を生じ、田岡文雄、小西平一郎、両氏先導して、花園池を設けしも、尚水不足を告ぐるに至り、同廿一年揚水機を新設し、志磨政雄氏に至り、同廿六、七兩年に、地区内の用水路と農道を完成し、同廿七年法の定むる所により河内谷西部土地改良区と改称す。思うに、未曾有の食糧難にも事無きを得しは、これ偏えに、我等先祖の偉業の賜と謂うべく、ここに其の徳を称え子々孫々に伝ふ。

昭和三十一年四月一日

三野町河内谷西部土地改良区

水争い

太刀野用水は、河内谷の三村用水釜の下流に釜を作ったので、殆どの水が三村用水に流れ込み、太刀野用水の水量が少ないため争いが起こり、河

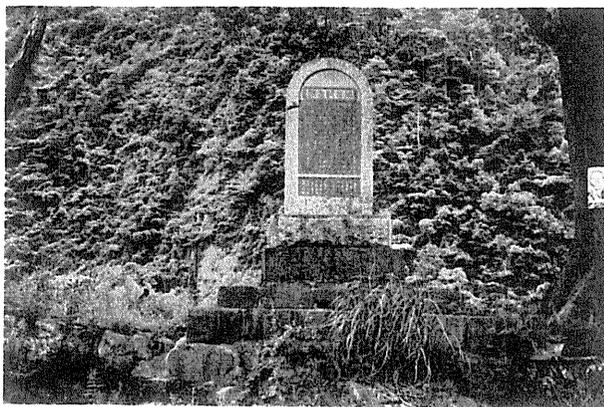
内谷兩岸は、いきり立つ両組合員が鎌・鍬などをもって対峙し、むしろ旗をたててなぐり込みをした歴史もある。

この水利権争いは、

昭和二年一月平尾豊町長の時代、調停裁判の結果和解契約を締結して、やっと太刀野と三村の間に話し合いがまとまり、二割を太刀野に、八割を三村に分水することに決まった。和解の条件として、花園池を建設し、その費用の一部を三村用水受益地区より出したとの事である。又その和解を記念して、岩角に分水記念碑が建立された。碑文に、

河内谷両普通水利組合は、古來其の水源を隣接取水せしも、互に失あり得なきを覚り、昭和二年一月、和解契約を締結して、これを合同し、釜所の改造と共に、八対二の分水により、引用することに決定し、ここに金く、永久の円満存立を企画す。この工費參千円、昭和三年五月を以て竣成し、同十年四月記念のため、この碑を建設す。

河内谷普通水利組合 管理者 平尾周策誌
河内谷西部普通水利組合



岩角用水記念碑

治水と分水

遊水地帯

吉野川水源地帯の高知県土佐郡の西端瓶ヶ森は、年雨量三千^リを越える日本の最多雨地帯の台風銀座にある。スケールの大きいエネルギーを有ししかも豊水量と濁水量の差がきわめて大きい。管理のむずかしい川であった。蜂須賀藩は藍作第一主義であったため、洪水のもたらした肥沃な土で藍作を奨励、堤防など作らず、遊水地帯を放任した。藍の収穫は六月、秋の台風は避けられた。昔から三野町も、太刀野・清水の大部と、加茂野宮・勢力・芝生の一部が遊水地帯である。

吉野川堤防

吉野川堤防の歴史を芳水康史著「吉野川利水の構図」から抄録すると、
一、文安年中細川政権時代、山崎の坂田付近から川島の境のあたりまで、吉野川で最初の堤防が築かれたと記録がある。
二、幕末に庄野太郎が「芳川水利論」を著し提出、堤防の必要、吉野川の水利対策を説いたが、維新の激動に流されてしまった。
三、明治五年南北堤防築造計画が立案、同八年完工、川島から第十堰まで兩岸に連結堤でなく、霞堤を築いた。
四、明治十五年の洪水がきっかけで、十七年政府の御雇技師・オランダのデレーケ等の現地調査報告を織込んだ計画により、二十年度から十か年改修計画、着工したが二十二年で中止。
五、明治三十三年七月の吉野川の大洪水に、牛の島の堤防決壊で、支流江川が本流となり、浦庄・高原・高川原（現石井町）は物すづく海のよう、県も対策を急ぎ、本格的な第一期改修計画立案は、明治四十年、毎秒一万三千九百立方尺の洪水を防ぐ設計着工、岩津の淵から川口に達する大堤防が、昭和二年完成、実に二十年、長期にわたる徳島県最大の事業で

あった。

六、太平洋戦争の山林乱伐と、昭和二十年九月十七日の台風で、計画洪水量毎秒一万五千立方尺に上げ、二十四年の第二期改修計画によって、工事が進められ、さらに計画洪水量を、一万七千五百立方尺に上げ、その対策として、多目的ダムが、高知県本山町の早明浦に築かれ、昭和四十八年十一月十日竣工した。十年の歳月と三億一千六百万円の経費、土佐町と本山町にまたがる、湛水二億八千万^リの水量を確保する、日本第四位洪水調節の多目的ダムが完成した。更に愛媛に新宮ダム・池田ダムが着工され、四国総合開発の吉野川の水は、その推進力となろうとしている。かくて従来遊水地帯として、除かれていた美馬・三好の上郡も吉野川堤防が計画着工されているのである。

流木と竹藪

吉野川上流の材木は、古い時代から大阪・京都に送られていた。阿波志に延暦十九年（八〇〇）、阿波に板やタル材を交易物資としたことが記されている。その材木はもちろん、吉野川を筏で流したのである。

「昔どこの人かわからないが、与五郎という男が土佐に忍び込んで木を伐り出し、下名の吉野川に大きな筏を組み、その上に小屋を建てて住んでいた。いつも大水があればよいのにと祈っていたが、思いどおりの大水にはなかなかならない。三年たつて、やっと大水になった。これでこのまま平地まで浮かんでいけば、りっぱな家に住めると、手を振って激流に乗った。家族のほか親族も交えて、三味線をひき、太鼓をたたいてどんちゃん騒ぎ、それ程喜んでいたので、伊予川の河口になっている川口村で浅瀬にふれた。筏は大破し濁流にのまれて、一人も助からなかった」。それでこの大水を与五郎水と名づけられているとか。

慶応二年（一八六六）五月、庄野太郎は吉野川実地踏査に、脇町・昼間・池田を経て白地に泊る。白地の組頭庄屋三木恭兵衛は太郎の旧友、江戸遊学時代太郎に三年おくられて昌平齋にはいり、一年ほど同宿したこともある仲、組頭庄屋のお声がかかりで、二十余名の有志が集められ、そのうち三細

村庄屋中川光助は、流木の害を説いた。

「流水になると、土佐から流れて来た材木がどつと押し寄せ、大木が激流におどりがり、ぶつかり合っていくさまは、恐ろしいすごいものでその重い木材に早い勢いでぶつかられると、橋はふつとんでしまい網場の杭木も、簡単になぎ倒す。材木のあばれるままに、手の施しようもない。水がひいて網場の修復はすぐできても、橋はなかなかつくれぬ。橋は命の綱、このため対岸との交通をあきらめねばならぬ。食糧が運べないで飢え死ぬ人も出ます。橋だけでない、川ぶちにある小屋なども、またたく間にこわされてしまう。水のひいたあとが厄介、畑に打上げられた材木を、盗まれんように監視しなければならぬし、人夫を集めて、材木を拾い集めそれを土佐の国境まで送り返すんです。又、里の方では流木には参っていません。橋の外、堤防も護岸も打ち破られ、稔り近い稲穂が走る流木にそぎとられ、押しつぶされて百姓は泣いている。流木は洪水の害を倍増させている」と、いった。

洪水のときの流木の猛威が度重なり、天明二年(一七八二)の洪水をきっかけに、土佐の木材流送禁止を叫ぶ声が強くなり、徳島藩も土佐藩に、流送禁止を通告した。しかし土佐藩は繰り返し繰り返し、吉野川の流送許可を、徳島藩に頼み込んだ。もちろん沿岸諸村の強硬な反対論で、その要求をはねつけていた。天明二年(一七八二)の禁令から約六十年、天保十一年(一八四〇)一月徳島藩は、土佐からの粘り強い要求に譲った。試みに春の三月に限り、本数をきめて流送させ、阿波国境から阿波の人夫で送る、という条件付で許可をしたこともある。

三野町の太刀野から清水まで、吉野川沿岸には碓・椎木林・竹藪と約七*ある。これに洪水のあと、流材・木片が多数漂着していた。自分の所有地に漂着した流材のうち、刻印のあるものは拾い集めておくと、その材木の所有者から拾い賃として、本数に応じてお金を貰えた。又刻印のない物は、所有者がわからない場合は、自分の所有として使用した。この流材を主材料にして、家屋を建築した者もいたということである。又大量の木片は、プロパンガスが使用されるようになるまで、大切な家庭の燃料としての役目を果たした。たとえば太刀野の竹藪は、区有地であったので、流材による利益金で、太刀野は水害もあったが、利益もあったということである。

味わわせたくない」とぐちをいいつづけ、「しかし大きな川も池もないのじゃけん、仕方ないぞなもし」とあきらめる外はなかった。

後ろの法皇山脈の向こう側には、大川(銅山川)が豊かな水をたたえて流れている。「山腹をぶち抜いて、大川の水が引けたら」というと、「夢みたいな話じゃ、お前アホじゃないか」とあざ笑わながらも、「夢でもええ、宇摩の百姓が生きる道はこれしかない」という信念を、一部の農民はうけついでいた。

分水運動の歴史を順を追ってみると、

一、安政二年(一八五五)夏の旱害に、そういう信念の農民の声が、庄屋を動かして、三島村庄屋喜兵衛・中曾根・松柏・妻島の各村の庄屋が連名で三島代官所に疎水事業の目論見書を差出した。時の代官は、とてつもない夢物語とばかり、「たわけ者め」とどなり追い返した。

次いで文久年間(一八一―一八六三)、着任した三十歳にもならぬ若い代官は、職務に熱心、百姓の訴えを聴き苦しみに同情し、救う道は米作の水を豊かにする外はないと知った。たまたま、一人の百姓から、安政二年(一八五五)に、疎水事業の計画書が出されているのを知り、それをさがし出した。

「疎水事業工事目論見書」には、「宇摩の河川は、流域短少かつ勾配急峻なるを以て、雨あるや直ちに出水し、晴ればたちまち断水し、夏期旱天には、河底に点滴を止めざる状態にあり、二年ないし五年毎には、旱害を免れること能わざるも、百姓なるが故に、不安慮の中に、伝来の天職を継続しつつあり、しかるに南方にそびゆる、法皇の分水嶺を越ゆれば大川なり、よって水源をこの川に求め、法皇の山嶺に隧道をうがち導水して、水田の用水補給を行ひ、その旱害を除去して、毎年の損失を除き……」と雄大な構想であった。松下代官は今治に行き、藩の重役に農民の窮状を訴え、計画は父祖代々の宿願で、同時に藩の善政につながることを説明した。幕末の時代容易に採用されなかった。説き進むこと数年、工事の許可をとりつけた。時に慶応三年(一八六七)一月、明治維新の激動の中に、ぬか喜びにすぎなかった。

次に明治六年(一八七三)、元庄屋共同事業で用水計画をしたが、経費多額で取止め。

ある。

大正十年(一九二一)頃まで、吉野川は筏がよく流れた。冬伐り出した材木を、谷から吉野川におろし、そこで筏に組んで、二、三連の筏が、風もない大川の上を、すべるように流れていたさまは、春の日を一層のんびりさせた絵のような風景であった。吉野川の上流にダムが計画され、材木は鉄道・トラックで輸送され、筏も流材も流れなくなったが、新しく汚染物質が流されて、水泳もプールを作って、しなくてはならぬようになった。竹藪については、さきの白地の三木組頭庄屋方に集まった、池田の学者馬宮虎次郎は庄野太郎に、「米作立国には、吉野川兩岸に堤防をつくる外はない。しかし全線に堤防を築くとすると、大変な経費がかかる。そこで池田村から川田村の近くまでであるような竹藪を、下流部にもふやしては如何でしょう」といった。

このように吉野川沿岸の美馬・三好は竹藪が続いていた。貞享三年(一六八六)勢力の宮田藤兵衛は竹下見となり、その四代目五蔵は敷目付となり、竹林の造成にとめた。美馬郡脇野から、西方一帯の竹林は、文久・元治の頃(一八六一―一八六二)宮田佳五郎が植えたと伝えられている。

十余年前から竹を枯死させず病気ができ、さしものこの大竹藪も根絶かと思ったが、其の跡へ芽生えた小竹が茂り、何とか持ち直そうとしている。

註一「三好郡加茂野宮村先御藏敷野々村半治様御上り知敷当八月十九日之谷水ニ

川成差出し御帳(貞享五年八月二十四日)

2「三好郡屋間村林帯刀様御上り知敷敷指出し帳(元禄二年三月二十日)」

3「三好郡御藏敷併定請敷指出帳(享保十二年六月)」

銅山川紛争

伊予の宇摩地方は瀬戸内海に面し、南方法皇山脈にさえぎられて、瀬戸内海気候で雨量少なく、しかも溜池も少なく二―五年に一度は旱害が繰り返される。そんな時農民は、昼間はもちろん夜もちようちんの灯で、深い井戸からはねつるべで水を汲みつづける。汲んでも汲んでも乾ききった田はうのおわず、やがて野井戸さえ干し上がってしまう。

「わしの一生は、水がかたきの生活じゃった。子や孫に、この苦しみを

明治十六年(一八八三)、七村の有志で用水計画、これも計費の都合で中止となった。

明治二十八年(一八九五)、神戸の外人サミエルの計画があったが、資金と鉅毒で中止となった。

明治三十三年(一九〇〇)、鉄道建設に来た技師に測量してもらったが、資金問題で中止となった。

明治三十五年(一九〇二)、大阪の松下充義が用水と発電計画を立て、徳島県の意向を聞いた、徳島県の反対で計画を放棄した。

明治四十年(一九〇七)、高島要が用水・発電・物資輸送計画を立てたが戦後の経済変動で中止した。

二、大正二年―五年(一九一三―一九一六)に、紀伊為一郎等が発電と用水計画に、愛媛県は内務大臣に工事の許可を申請すると共に、徳島県へも意見をきいた。徳島県は衝撃を受け、猛烈に反対した。使用水量百五十個は伊予川の平水全量である。大正六年(一九一七)二月、末松徳島県知事は左の理由をつけて、許可しないよう回答した。

1、使用水量は吉野川平水三七・五ノの一割以上になる。

2、麻名・板名兩用水ならびに、その他の設備に影響する。

3、県内にある伊予川の木材流下に支障がある。

4、渇水時の吉野川舟運に影響する。

5、北麓用水計画に食いちがいができる。

6、治水上等の利益がない。

三、大正十三年(一九二四)夏早ばつ、宇摩郡長高橋惣太郎は分水問題を宇摩農民の手にと、「宇摩疎水組合」の設立を決議、県の許可を得た。組合代表は三好郡の村人に窮状を訴え、農民同志の理解工作にとめた。大正十四年(一九二五)県宮移譲を決議、この間徳島県には、「銅山川分水調査会」が結成され、吉野川沿岸耕地整理組合・水利組合の代表が団結して分水要求に対抗した。大正十五年(一九二六)七月、ダムで上流金沙村百三十戸が、湖底に沈むの措置をする、村の立退き決議を分水交渉の足場に

した。四、昭和七年(一九三二)五・一五事件で犬養総理が射殺され、斎藤内閣の下、愛媛県知事拜命の三十歳代の若い一戸二郎、銅山川分水が、歴代

知事の政治生命を縮めたことを承知しながら、積極的に取り組んだ。年もおしつまった十二月二十七日、一戸知事は徳島県に乗り込んだ。二十八日県庁で、両県の民間代表も交えて、分水交渉が開かれた。

愛媛の一人が「われわれ宇摩地方の農民が、水が欲しいという気持ちも古く安政年間からの宿願であります。徳島県の吉野川には、水が豊かに流れていますが、宇摩地方の川は、水のないカラ川ばかりで、水は深い野井戸からやっと汲み上げています。さきに笹井・土居両県知事の覚書が交換されて、ホツとしたのもつかの間、内閣の交代でだめになってしまいました。政治的な解決も必要ですが、今の段階では、まず徳島のみならずのヒューマニズムの精神におすがりしたいと考えます」。

「うまいこといな」「そうだそうだ」とやじられながら、その代表は一段と声を張り上げて、

「どうも徳島の方たちは、感情論に走り過ぎていっていると思います。分水すれば、下流の水が足りなくなるといわれるが、流材・舟運・漁業そして農業にどんな影響があるのですか、くわしく調査した資料を示していただきたいのです」。

「いま調査中だから、いまずぐだけだけ影響があるとはいえませんが」と県議の岸野牧夫(三野出身)が、温厚に答えると、愛媛の代表は勢いづいて、

「そんな調査資料もなしに、反対を叫んでも、はじまらんじやないですか、根拠のない反対は、感情論に過ぎないじゃありませんか、あの大きな吉野川に対して、銅山川の水などはわずかな物と思いますが」。三木熊二にはその横柄が口振りだまっていられた。

「勝手なことをいうな、調査資料なんて、簡単にいうが、君等ほどだけけ水をとるかさえ調べればよいだろう。しかしそのための影響を調べるわれわれには、どれ程の期間と経費がかかるかを考えてみたことがありますか、水の調査がそう簡単にできるなど考えているとは、非常識も甚だしいしかもその経費と手間は、徳島県が負担しなければならぬ。愛媛の方で分水計画など立てなければ、あえてそんな調査などをする必要もないのですぞ、徳島の負担で、不意の調査をするのに、それができていないからといって非難するのは、見当はずれではないか」これに愛媛側も失礼なこと

不足を補うため、徳島県の同意を得て爾後の出水時に、若干量づつ貯溜することを得。

- (四)、流量、分水量は毎日愛媛県、徳島県に通報する。
- (五)、分水管理の経費は愛媛県の負担とす。
- (六)、工作物に関する一切の責任は、愛媛県これを負う。
- (七)、土砂堆積による貯水池の有効容量三億四千万立方尺より減少したる量を限度とす。
- (八)、工事の実権設計については徳島県と打合せ、重要な部分の施行には徳島県の立会を要す。
- (九)、分水後に於ける分水制限、水路、貯水池など重要なものは両県立会検査する。
- (十)、本協定は将来両県協議の上これを変更することを得る。

以上で、共同管理の形式、自然流量三百個(八・三〇ノ)以上の場合の貯水(三百個は銅山川の豊水量貯水できるのは非灌漑期の通算九十日だけ、あとは自然流水、徳島は名を捨て実をとったといわれている。

銅山川の水が宇摩平野千二百余町歩に流れたのは昭和二十八年(一九五三)、十七年余かかった。二十八年十月、ダムの高さ五三・五層にかさ上げ、発電事業追認、河水統制された。

昭和二十年(一九四五)三月、当時の内務省中国四国土木出張所長原口博士(元神戸市長)は、吉野川河水統制事業計画の私案を発表、高知県早明浦に高さ六十二層のダムを作り、洪水調節と渇水補給、愛媛・香川両県へも分水と、今の早明浦ダムは高さ約倍の百六層、田中角栄首相案では、明石

をいったと頭を下げた。そして枯死する稲を救って貰いたいと頼んだ。そこで三木熊二は、

「農業用水ばかり強調するが、発電計画が入っているのはどういうことか、農業用水を口実に、甘い汁を吸うように見える」。そこで一戸知事が「発電は、単にむだに捨てる水を利用するというのではない、堰堤や用水路などの、巨大な施設費は、農業面だけの経費ではとてもまかなうことはできない。また農業用水だけなら、あの大きな堰堤を作る必要はない。堰堤を高くしているのは、下流の渇水補給や、洪水調節のゆとりをもたせるもの、徳島の水を不足させないために努力していることを認めていただきたい。発電計画は農業用水に必要なものをこえる施設費をまかなうものであることを理解願いたい」と必死の熟慮、そして柳瀬分水が灌漑期に八十個として、吉野川にさほど影響はあるまいと思うという、こちらは分水すると吉野川の水位は下がり、海の潮が逆流する、塩害はひろがり、土砂の堆積もふえ、用水取り入れには、揚水ポンプを増強せねばならないと、議論は堂々めぐりして結論は出ず、ついに物分かれに終わった。しかし両県の分水交渉が、はじめて同じテーブルで、直接交渉が行われ、一歩前進分水の序曲がはじまった。

五、昭和十一年(一九三六)、分水問題が国家的要請という至上命令が、愛媛に有利に展開した。戦時体制の強化、食糧増産は国の重要な施策、一月四日愛媛試案による事業認可案を、内相後藤新平が決裁した。

協定書——実施細目の協定要旨

- (一)、本分水は愛媛県宇摩郡三島町外十一ヶ町村内既存田の灌漑水を補給するを以て目的とする。
- (二)、分水で発電はしない。
- (三)、堰堤地点の自然流量三百個以上の場合に、それ以上の部分を貯溜するものとす、それ以下は全部放流するを原則とする。
- (四)、愛媛県に於いて灌漑のため、貯溜の必要な場合には、自然流量は勿論、剰余貯溜部分をも徳島県の必要に応じ、所定設備の可能範囲に於て放流するものとす。ただし、これがため愛媛県の取水量を侵すことを得ず。
- (五)、分水開始時の現在貯水量、三億四千万立方尺に満たざる時は、その

・鳴門の本土架橋のあかつきは、阪神へも吉野川の水を工業用水として送るとか。

北岸用水

吉野川の用水の歴史を調べて見ると、嘉永三年(一八五〇)九月二十六日、国府町の後藤庄助が郡代に、「吉野川筋用水存寄申上書」を提出、それによると吉野川治水策は分流策で、三好郡州津・太刀野・芝生・美馬郡岩倉などを取水地点とし、南岸用水は州津か穴吹附近にセキを作り飯尾川にとり入れるか、川島附近から取水して以西用水まで約四里(十八ヶ)の用水を作る。この計費銀百六十余貫で完成できるとしたものであったが握りつぶしとなった。

次に幕末期に石井町高川原の庄野太郎は、吉野川の川口から土佐境まで实地踏査して利水の構図を大成した「芳川水利論」をまとめ藩に提出、決断を迫ったが、明治維新の激動に押し流されてしまった。これは後の吉野川対策の原型となり、下流の大堤防や農業用水の開発を促した。

明治七年(一八七四)十一月、坂東黙之丞(豊岡藩)は、大川の水の利用は灌漑用水と舟運とである。南岸は川島から東へ飯尾川を利用、北岸は美馬郡野村・阿波郡西林から水をとる、阿波板野へ山寄りに用水路を通し、末は板野川木津の溜池へ落とすという「疎鑿迂言」を藩に提出した。これは美馬・阿波・板野三郡を貫く雄大な北岸用水のプランであった。後人の完成した板名・阿波用水は規模は小さい。

板名用水も麻名用水同様、明治三十七年(一九〇四)の旱害がきっかけで高志村(現板野郡上板町であるが当時名西郡)の武知唯七が稲作に切り替える救済策を、井内名西郡長に訴え具体化した。明治三十八年(一九〇五)七月、記念板名普通水利組合設立、翌三十九年(一九〇六)十二月一日、麻名用水と同時に起工、大正元年(一九一三)九月、麻名に三か月おくられて完成した。

阿波用水はおくれた。製糖業で薪の乱伐に谷川は天井川の扇状地で、米作は溜池と伏流水によった。藍作転換の畑に桑を植え、養蚕業の中心地帯

こぼれ話

銅山川と井戸水調査

銅山川分水問題がやかましい折、分水の結果芝生東川原では井戸水が干上ってしまわないかと心配して、吉野川の水と井戸水との関係を調査するため、毎日時刻を定めて、長い間井戸水と吉野川の水との水位の関係を調べたものであった。

(山口清吉談)